

不利益処分の処分基準

処 分 名		サンホーム滝呂及びふれあいセンター姫の入館の制限		
根拠例規及び条項		・多治見市サンホーム滝呂の設置及び管理に関する条例(平成8年条例第3号)第21条 ・多治見市ふれあいセンター姫の設置及び管理に関する条例(平成9年条例第2号)第21条		
所 管 部 課 名		福祉部 高齢福祉課		
処 分 基 準	関係法令等及び条項	—		
	基 準	サンホーム滝呂の設置及び管理に関する条例第21条及びふれあいセンター姫の設置及び管理に関する条例第21条の規定により、次に該当する者に対して、入館を拒絶し、又は退館を命ずるものとする。 (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑になる物品若しくは動物の類を携帯する者 (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる者 (3) その他施設の管理上支障があると認められる者		
	設定年月日	平成9年4月1日	最終変更年月日	
	備 考			